

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	3-1
許認可等の種類	漁船の建造、改造及び転用の許可及びその変更の許可			
根拠法令条例等・条項	漁船法第4条第1項、第6項			
許認可等の概要	動力漁船の建造、改造及び動力漁船以外の船舶動力船への転用の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>漁船法 (建造、改造及び転用の許可) 第四条 船舶製造業者その他の者に注文して、動力漁船(長さ十メートル未満のものを除く。以下この章において同じ。)を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者は、その動力漁船が第一号又は第三号に該当する場合にあつては農林水産大臣の許可を受け、その動力漁船が第二号又は第四号に該当する場合にあつてはその主たる根拠地(改造の場合にあつては、その改造後の主たる根拠地)を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。動力漁船以外の船舶を改造しないで動力漁船として転用しようとする者についても、同様とする。</p> <p>一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二条第一項に規定する指定漁業又は同法第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令の規定により農林水産大臣の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船</p> <p>二 漁業法第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく規則の規定又は漁業法第六十六条第一項の規定により都道府県知事の許可その他の処分を要する漁業に従事する動力漁船(前号に掲げるものを除く。)</p> <p>三 前二号に掲げるもの以外の動力漁船で総トン数二十トン以上のもの</p> <p>四 前三号に掲げるもの以外の動力漁船</p> <p>2 前項の場合のほか、動力漁船を建造し、又は船舶を動力漁船に改造しようとする者についても、同項と同様とする。</p> <p>3 前二項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項について記載した申請書を農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 申請者の氏名又は名称及び住所</p> <p>二 船名(改造又は転用の場合にあつては改造又は転用前及び改造又は転用後の船名)</p> <p>三 漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地(改造の場合にあつては改造前及び改造後の漁業種類又は用途、操業区域及び主たる根拠地)</p> <p>四 計画総トン数(改造の場合にあつては改造前の総トン数及び改造後の計画総トン数、転用の場合にあつては総トン数)</p> <p>五 船舶の長さ、幅及び深さ(改造の場合にあつては改造前及び改造後の長さ、幅及び深さ)</p> <p>六 船質</p> <p>七 建造又は改造を行う造船所の名称及び所在地</p> <p>八 推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径(改造の場合にあつては改造前及び改造後の推進機関の種類及び馬力数並びにシリンダの数及び直径)</p> <p>九 推進機関の製作所の名称及び所在地</p> <p>十 起工、進水及びびしゅん工、改造工事の着手及び完成又は転用の予定期日</p> <p>十一 建造、改造又は転用に要する費用及びその調達方法の概要</p> <p>十二 建造、改造又は転用を必要とする事情</p> <p>(許可の基準) 第五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前条第一項、第二項又は第六項の許可をしなければならない。</p> <p>一 第三条第一項の規定による隻数又は合計総トン数の最高限度の定めがある場合において、その申請に係る前条第一項、第二項又は第六項の許可をすることによつてその漁業に従事する動力漁船の隻数又は合計総トン数がその最高限度を超えることとなるとき。</p> <p>二 第三条第一項の規定による性能の基準の定めがある場合において、その申請に係る動力漁船の性能がその基準に適合しないとき。</p> <p>三 その申請に係る動力漁船の従事する漁業が前条第一項第一号又は第二号に掲げる漁業に該当する場合において、その漁業につき起業の認可を受けていることその他その漁業に必要な許可その他の処分の見込みがあると認められるものでないとき。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2月			
期間の制定根拠	漁業法第4条第5項			